

## 仕 様 書

### 1 件 名

令和8年度練馬区立牧野記念庭園保存活用計画策定支援業務委託

### 2 履行場所

練馬区立牧野記念庭園（練馬区東大泉六丁目34番4号）

### 3 委託目的

牧野記念庭園（以下「庭園」という。）は、日本の植物分類学の父といわれる牧野富太郎博士（以下「博士」という。）が30年以上にわたり居住、研究の場とした場所であり、博士が直接植え、命名したと推定される植物が多く残されている。一部保存された書庫、書斎とともに博士の研究活動を記念する場として、博士逝去後の昭和33年に都市公園として保存・公開がなされている。令和2年3月には学術的価値が評価され、東京都の名勝及び史跡に指定された（別添1「指定書」参照）。

指定後、本庭園を適切に保存、活用および整備を行っていくために保存活用計画の策定を要している。そこで本委託では、保存活用計画を作成するにあたり必要となる植生や書斎、書庫を含む建築物の現況や文化的価値に関する調査および保存活用計画(案)の作成を行う。あわせて、保存活用計画の実施計画として位置付ける「牧野記念庭園植生管理計画（平成31年4月策定）」の見直しを行う。

### 4 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、成績評価を行った結果、良好または優秀であると評価された場合、最高3年の随意契約を行うことがある。

### 5 業務内容

令和8年度は、策定支援の全体の業務のうち、以下を中心に行うものとする。

#### (1) 植生等調査

別紙「植生等調査 特記仕様書」のとおり

#### (2) 建築物調査

別紙「建築物調査 特記仕様書」のとおり

<参考>年度別業務内容（予定）

| 項目              | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----------------|-------|-------|--------|
| (1) 植生等調査       | ○     | ○     |        |
| (2) 建築物調査       | ○     |       |        |
| (3) 保存活用計画（案）作成 |       | ○     | ○      |
| (4) 植生管理計画（案）作成 |       | ○     | ○      |
| (5) 策定委員会の運営    |       | ○     | ○      |
| (6) 関係省庁との打合せ支援 |       | ○     | ○      |

## 6 業務体制

- (1) 受託者は、本業務における代理人、主任技術者および担当技術者を定め、発注者に通知書を提出するものとする。これらを変更した場合も同様とする。
- (2) 代理人は、契約の履行に際し、業務の管理および統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- (3) 主任技術者は、契約図書に基づき、契約上の権限の行使または業務の履行に関する技術上の管理をする者をいう。
- (4) 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
- (5) 本業務における技術者は、以下の資格や実績を有するものとする。
  - ア 主任技術者  
技術士（環境部門）の資格を有する者。
  - イ 植生担当技術者（植生調査分野の遂行を担当し、主任技術者を補佐する者。）  
植物調査および植生保全計画もしくは文化財施設の保存活用計画策定に関する業務実績を有する者。
  - ウ 建築物担当技術者（建築物調査分野の遂行を担当する者。）  
文化財建造物の調査または保存活用計画もしくはそれに類似した計画策定に関する業務実績を有する者。

## 7 提出書類

- (1) 着手時
  - ア 委託着手届（工程表（予定）を添付）
  - イ 代理人および主任技術者等通知書（経歴書および資格証（写し）を添付）
  - ウ 業務計画書
- (2) 完了時
  - ア 委託完了届（工程表（実施）を添付）
  - イ 完成報告書（成果品・資料等を添付） 正副 各2部（ファイル綴）
  - ウ 完成報告書の電子データ（CD-R もしくは DVD-R）  
※成果品の構成、ファイル形式等は各特記仕様書に定める
- (3) その他
  - ア 打合せ記録
  - イ その他区が求める資料

## 8 著作物の取り扱い

- (1) 本業務における成果品の著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条に定める権利を含むすべてを区へ譲渡するものとする。その際、区および区から業務依頼等を行った者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこと。  
ただし、成果品のうち撮影した映像素材の著作権は、撮影者に留保される。
- (2) 成果品として納品された素材は、広報目的で、区が作成する各種広報媒体に二次使用することがある。
- (3) 本業務に第三者が所有する既存著作物を使用する場合、使用に関する手続きや使用料の負担は受託者が負うものとする。区および受託者は、使用許可を得た既存著作物について、本業務以外の二次利用はできないものとする。

## 9 支払方法

検査終了後、適法な請求を受けた日から30日以内に請求金額を一括して支払うものとする。

## 10 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか必要な事項、疑義が生じた場合は、その都度協議を行い決定する。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関連法規を遵守するとともに、区と連携を密に保ち、随時報告を行い本業務の円滑な推進に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり、必要な資料は区が貸与する。ただし、貸与する資料については、取り扱いに十分注意するとともに、破損・紛失等の重大な過失が生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。
- (4) 受託業務を履行するにあたり知り得た区の情報等の取り扱いについては、別添2「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 環境への配慮について、環境法令を遵守するとともに環境負荷の低減に努めること。
- (6) 受託者は、業務の実施にあたり身分証明書を常時携帯し、関係人から請求があれば速やかにこれを提示し、住民と摩擦や紛争を起こさぬよう十分に注意しなければならない。
- (7) 本業務で、受託者の役割に位置付けた業務の履行にあたり、当然に必要な経費については、受託者の負担とする。また、業務完了後、受託者の過失等による不良箇所が発見された場合は、区の指示により、修正を行うものとし、その費用については受託者の負担とする。

## 11 担当

練馬区環境部みどり推進課施設係 佐々木・坂本  
電話 03-5984-1664 FAX 03-5984-1227

## 植生等調査 特記仕様書

### 1 調査の目的

牧野記念庭園（以下「庭園」という。）は、日本の植物分類学の父といわれる牧野富太郎博士（以下「博士」という。）が 30 年以上にわたり居住、研究の場とした場所であり、博士が直接植え、命名したと推定される植物が多く残されている。一部保存された書庫、書斎とともに博士の研究活動を記念する場として、博士逝去後の昭和 33 年に都市公園として保存・公開がなされている。令和 2 年 3 月には学術的価値が評価され、東京都の名勝及び史跡に指定された（別添 1 「指定書」参照）。

指定後、本庭園を適切に保存、活用および整備を行っていくために保存活用計画の策定を要している。

そこで本調査では、保存活用計画を策定するにあたり、平成 29 年度に実施した「練馬区立牧野記念庭園植生等調査報告書」（以下「H29 調査報告書」という。）について、植生等の追跡度調査を行い、植生管理における現状と課題を把握し今後の管理の具体的方針の検討をするため実施するものである。

### 2 調査の内容

保存活用計画策定に必要な(1)から(4)調査を実施する。

#### (1) 植生調査

##### ア 植物生育状況調査

庭園で確認できる植物について、生育状況を確認し、個体数・面積、分布範囲を記録し、分布図およびリストを作成する。分布図およびリストは、別添 1 指定書に記載された「牧野博士が植栽したと考えられる植物種<sup>\*1</sup>」および「牧野が命名したもので開園後に収集された植物種<sup>\*2</sup>」の区分がわかるよう整理する。調査は、早春、夏、秋の 3 季に行う。なお、春の調査は令和 9 年度に実施する。

※ 1 : 162 種が選定され、平成 29 年度調査で 99 種が生育。

※ 2 : 56 種が選定され、平成 29 年度調査で 44 種が生育。

##### イ 毎木調査および樹木点検

樹高 2 m 以上の木本について、春季～初夏に樹高、胸高周囲、枝下高、樹勢の調査および樹木点検を実施する。また、樹幹位置を記録するとともに、枝張り範囲を示す樹冠投影図を作成する。樹冠の重なり等の現況を把握し剪定等の管理目安とするとともに過年度との比較を行い樹木の成長を把握する。

##### ウ 樹木診断

H29 調査報告書で精密診断をした樹木を含む 10 本（下表および別紙 1 位置図参照）および樹木点検で必要とされた樹木 10 本程度について、「令和 3 年街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）」に基づき外観診断および機器診断を行う。下表「高所診断高さ」に記載のある樹木は、根本のほか高所の腐朽箇所の機器診断も行うこと。診断は、一般財団法人日本緑化センターが認定する樹木医の資格を持つ者が行うこと。機器診断に使用する測定器は、多点式応力波速度測定器（商品名 アーボソニック 3D）を標準とする。診断結果に基づき樹木診断カルテを作成すること。

対象樹木

| No  | 名称       | 樹高 (m) | 幹周 (cm) | 高所診断高さ | 備考         |
|-----|----------|--------|---------|--------|------------|
| 6   | ネズミモチ    | 3.5    | 41      |        | 前回令和7年度実施  |
| 31  | オオカンザクラ  |        | 102.0   |        | 前回令和7年度実施  |
| 34  | センダン     |        | 165.0   | 約5m    | 前回令和5年度実施  |
| 76  | ヒトツバヒイラギ | 4.5    | 60      |        | 前回令和7年度実施  |
| 129 | イヌザクラ    | 15.5   | 126.0   |        | 前回令和3年度実施  |
| 130 | エノキ      | 12.5   | 132.0   |        | 前回平成29年度実施 |
| 148 | サイカチ     | 15.0   | 200.0   |        | 前回令和3年度実施  |
| 164 | ヤエザクラ    |        | 106.0   |        | 前回令和5年度実施  |
| 177 | センダイヤ    |        | 182.0   | 約2m    | 前回令和6年度実施  |
| 222 | アカマツ     | 14.0   | 167.0   |        | 前回令和3年度実施  |

(2) 土壌調査

庭園3か所について、検土杖による土壌調査（土層区分、土色、土性、水分状態、pH、EC）、土壌貫入計による硬度測定、透水実験を実施する。

(3) H29 調査報告書との比較検討

H29 調査報告書と本調査結果から、植生管理における現状と課題を整理する。

(4) 植生復原調査

博士居住時の植生への復原を目指すことから、H29 調査報告書を参考に下記ア～ウの植物を文献等資料や関係者へのヒアリング等により調査する。H29 調査報告書と本調査結果から、リストおよびイ・ウの植物の導入候補地を示した植物導入配置図を作成すること。

ア 庭園に現存している植栽時期や方法（博士植栽、自生等）が不明な植物

イ 博士が植栽したが損失した植物

ウ 庭園にはなかったが博士と関わりの深い植物

3 成果品

報告書はA4版を基本とし、A3版となる場合は、折り込み綴じとする。構成、ファイルの形式は以下を基準として、練馬区と協議のうえ決定する。

| 内容      | 形式                        | 備考                    |
|---------|---------------------------|-----------------------|
| 本文      | Word                      |                       |
| 植物生育状況図 | DWG または DXF 等<br>編集のできる形式 | 草本と木本に分け、季ごとに作成       |
| 植物生育リスト | Excel                     | 生育状況を確認し、個体数・面積等を入れる。 |
| 樹幹位置図   | DWG または DXF 等<br>編集のできる形式 |                       |
| 樹冠投影図   | DWG または DXF 等<br>編集のできる形式 |                       |
| 毎木リスト   | Excel                     | 樹高、胸高周囲、枝下高、樹勢を入れる。   |
| 樹木点検表   |                           |                       |

|         |                           |  |
|---------|---------------------------|--|
| 診断カルテ   |                           |  |
| 植生復原リスト | Excel                     |  |
| 植物導入配置図 | DWG または DXF 等<br>編集のできる形式 |  |

## 建築物調査 特記仕様書

### 1 調査の目的

牧野記念庭園（以下「庭園」という。）は、日本の植物分類学の父といわれる牧野富太郎博士（以下「博士」という。）が30年以上にわたり居住、研究の場とした場所であり、博士が直接植え、命名したと推定される植物が多く残されている。一部保存された書庫、書齋とともに博士の研究活動を記念する場として、博士逝去後の昭和33年に都市公園として保存・公開がなされている。令和2年3月には学術的価値が評価され、東京都の名勝及び史跡に指定された（別添1「指定書」参照）。

指定後、本庭園を適切に保存、活用および整備を行っていくために保存活用計画の策定を要している。

そこで本調査では、保存活用計画を策定するにあたり、当時博士が使用し、現在も一部保存されている書庫、書齋およびそれらを保護する鞆堂の現状と課題を把握し今後の管理の具体的方針の検討をするため実施するものである。

### 2 対象施設

- (1) 書齋および書庫
- (2) 鞆堂

※別紙「施設配置図」のとおり

### 3 業務内容

保存活用計画策定に必要な(1)から(6)の調査等を行う。

- (1) 改修等の履歴調査  
対象施設の過去の改修、改築の履歴を調査する。
- (2) 歴史的価値の整理  
文化財施設として、対象施設の歴史的価値を整理する。
- (3) 防火および防犯対策調査  
対象施設の防火および防犯対策の状況を調査する。
- (4) 劣化調査  
対象施設について、目視により劣化状況の調査を行う。
- (5) 書齋および書庫の実測調査・実測図の作成  
書齋および書庫において、部品欠損や倒壊等により復元が必要になった場合の記録用として実測調査を実施し、以下の実測図を作成する。なお、区が所有する作成にあたり必要な資料等は、区から受託者へ貸与する。
  - ① 平面図
  - ② 屋根伏図
  - ③ 仕上げ表
  - ④ 立面図
  - ⑤ 断面図
- (6) 保存部位の設定  
本調査結果から、対象施設の保存する部位を設定する。

(7) 管理の現状と課題

本調査結果から、建築物管理における現状と課題を整理する。また、課題を解決するための補修工事等の方法を提案する。

4 成果品

報告書はA 4 版を基本とし、A 3 版となる場合は、折り込み綴じとする。構成、ファイルの形式は以下を基準として、練馬区と協議のうえ決定する。

実測図はA 3 版・観音開きにより製本すること。ファイルの形式は以下を基準として、練馬区と協議のうえ決定する。

| 内容    | 形式                        | 備考 |
|-------|---------------------------|----|
| 本文    | Word                      |    |
| 各調査結果 |                           |    |
| 実測図   | DWG または DXF 等<br>編集のできる形式 |    |
| リスト   | Excel                     |    |

# 指 定 書

牧野記念庭園

(牧野富太郎宅跡)

指定面積

二千百三十五・三六

平方メートル

右を東京都指定名勝及び史跡に  
指定する。

令和二年三月十六日

東京都教育委員会



| 所有者の氏名 | 住所             | 指定文化財の所在の場所                                                           | 変更年月日 |
|--------|----------------|-----------------------------------------------------------------------|-------|
|        | 練馬区<br>丁目十二番一号 | 練馬区豊玉北六<br>練馬区東大泉六丁目<br>五百四十八番七、五<br>百五十七番一の一<br>部、同番二の一部、<br>五百五十九番六 |       |
|        |                |                                                                       |       |
|        |                |                                                                       |       |

備考

一 次の場合には、届出の書面にこの指定書を添えて東京都教育委員会に提出してください。

(一) 所有者が変更し、又は所有者の氏名若しくは住所が変更したとき。

(二) 指定文化財の所在の場所が変更したとき。

二 指定文化財の指定が解除されたときは、この指定書を東京都教育委員会に返還してください。

【委託契約等用】

情報の保護および管理に関する特記事項

(目的)

第1条 この特記事項は、本契約の受託者(以下「乙」という。)が委託者(以下「甲」という。)から受託した業務を履行するに当たり、本契約で取り扱う情報の機密性を確保するために、受託契約と併せて乙が遵守すべき事項を定める。

(定義)

第2条 この特記事項において「情報」とは、甲または乙が管理する情報システム、当該情報システムから出力された印刷物および情報システムから出力されたか否かを問わず文書等で取り扱われる甲の情報をいう。

2 この特記事項において「重要情報」とは、前項に規定する情報のうち、個人情報およびその情報が脅威にさらされることにより区政運営または本契約に重大な影響を及ぼす情報をいう。

3 前項に規定する重要情報のうち、特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)を本契約で取り扱う場合は、別に定める「特定個人情報の保護および管理に関する特記事項」を併せて適用する。

4 この特記事項において「外部サービス」とは、情報システムのうち、クラウドサービス等、外部の者が一般向けに情報システムの一部または全部の機能を提供するものをいう。ただし、当該機能において本契約に係る情報が取り扱われる場合に限る。

5 この特記事項において「クラウドサービス」とは、ネットワークを通じて事業者が区に提供するコンピューティングサービスで、つぎのいずれかに該当するものをいう。

IaaS型

PaaS型

SaaS型

(基本的事項)

第3条 乙は、本契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう情報を適切に取り扱わなければならない。

(注意義務)

第4条 乙は、情報の取扱いに当たっては、善良なる管理者の注意をもって、情報の機密性の確保に必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第5条 乙は、本契約の履行に当たり重要情報を取り扱う場合は、甲の定める手順等を遵守するとともに、この特記事項と同等またはそれ以上のセキュリティ水準を保障する対策等を定めた規程を設ける等、情報セキュリティの確保を図るための必要な措置を講じなければならない。

(管理体制等)

第6条 乙は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、受託業務に従事する者(以下「従事者」という。)から個人情報の管理に責任を持つ者(以下「管理責任者」という。)を選任し、指定する書面により甲に提出しなければならない。これによりがたい場合は、乙は甲の許可を得た上で、従事者以外から管理責任者を選任できる。

第7条 乙は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、従事者の氏名、所属および受託業務への従事期間(開始日および終了予定日)を記録し、甲に書面で提出しなければならない。

第8条 乙は第6条および前条の規定により提出した書面の内容に変更があったときは、変更内容について、速やかに甲に書面で提出しなければならない。

第9条 乙は、管理責任者および従事者に対し、この特記事項の内容を周知徹底すること。なお、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、特記事項の内容を遵守するために必要となる教育を行うとともに、実施結果について指定する書面により甲に提出しなければならない。

第10条 乙は、甲がこの特記事項の遵守に必要となる教育を実施するときは、これを受けなければならない。

(知り得た情報の保持の義務)

第11条 乙は、本契約の履行に当たり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第12条 乙は、本契約の履行のために個人情報を収集するときは、当該契約の履行を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第13条 乙は、情報を他の用途に使用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第14条 乙は、情報を第三者に提供してはならない。ただし、甲が必要と認めた場合には、重要情報を除く情報について、第三者に提供することができる。

(再委託の制限)

第15条 乙は、受託業務について、第三者に再委託してはならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、甲へ申請する再委託の業務内容に個人情報の取扱いが含まれる場合は、再委託先となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることを再委託契約の締結前にあらかじめ確認し、指定する書面により甲に提出しなければならない。

3 再委託先がさらに第三者に再委託する場合(それ以降の委託も含む。以下「再々委託等」という。)で、かつ、当該再々委託等の業務内容に個人情報の取扱いが含まれる場合は、再々委託等を行う者は、以下の事項を遵守しなければならない。

再々委託等を行うことについて、甲の承認を得ること。

再々委託等の契約の締結前に当該契約の受託者となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることをあらかじめ確認し、指定する書面により甲に提出すること。

前2号の承認申請を行ったことについて、再々委託等の元となる契約(再々委託の場合における再委託など)の委託者に通知すること。

第16条 前条の規定により再委託を行う場合は、乙は、この特記事項と同等以上の規定を当該再委託契約に定めなければならない。

2 乙は、再委託先に、本契約における一切の義務を遵守させるとともに、その履行状況を監督しなければならない。

3 前2項の規定は、個人情報を取り扱う再々委託等を行う場合についても準用する。

(情報の授受)

第17条 乙は、情報の授受に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

情報の授受は、管理責任者および従事者に限定すること。

情報を格納した記録媒体(情報システム機器のハードディスクを含む。以下同じ。)を郵送等により送付するときは、ファイルにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。

重要情報を格納した記録媒体を郵送するときは、特定記録郵便等の追跡可能な移送手段を用いること。

情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を郵送するときは、送付の記録を管理簿により管理すること。

情報をFAXにより送信するときは、必要最小限の範囲に留め、送信宛先の誤りに十分注意すること。

重要情報をインターネットメールにより送信するときは、添付ファイルとし、ファイルにパスワードを設定する等により、データを暗号化すること。

重要情報を含む印刷物、文書を郵送するときは、特定記録郵便による送付または親展表示による送付をすること。

(情報の管理)

第18条 乙は、情報の管理に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

重要情報を甲が指定する履行場所から持ち出さないこと。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りではない。

情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を持ち出すときは、格納情報、持ち出し日時、持ち出した者、承認者、用途、持ち出し先、返却日時、返却確認者等について、管理簿により記録・管理すること。

前号の場合において、前条第2号の規定と同様の措置を講じること。

情報を乙の情報システムにおいて取り扱う場合は、以下の措置を講じること。

ア 従事者が正当なアクセス権を有する者であることを認識するため、IDとパスワード等による

認証を実施すること。

イ インターネットに接続された環境において重要情報を取り扱う場合は、標的型攻撃等の不正アクセスによる重要情報の漏えい等が生じないよう適切な措置を講じること。

ウ の場合において、重要情報は、容易に解読することができないようにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。

エ 情報システム機器にウィルス対策ソフトウェアの導入および最新のウィルスパターンファイルの更新を行うこと。

オ 情報システム機器を構成するOS、ソフトウェア、ミドルウェア等に定期的に修正プログラムを適用すること。

カ 情報の保管または処理に当たり、従事者の私物等、許可されていない情報システム機器および記録媒体を用いないこと。また、これらを業務で利用する甲および乙の情報システム機器に接続しないこと。

キ 記録媒体を甲および乙の情報システム機器に接続する場合は、ウィルスチェックを行うこと。

ク 情報をWinny、Share等のファイル交換ソフトがインストールされた情報システム機器で処理しないこと。また、許可されていないソフトウェアを甲および乙の情報システム機器にインストールしないこと。

重要情報を本契約の履行以外の目的のため、複写または複製してはならない。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。

重要情報を含む印刷物、文書および情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体は、管理責任者および従事者以外の者が利用できないよう、施錠管理すること。

重要情報を含む印刷物、文書および情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を廃棄する場合は、データを復元できないよう物理的に破壊し、または漏えいを来さない方法でデータ消去を行うこと。受託業務で利用する記録媒体を廃棄する場合は、その記録を管理簿により管理すること。

情報を記録媒体に格納し保管するときは、管理責任者および従事者以外の者が情報にアクセスできないよう、アクセス管理を行うこと。

(重要情報を取り扱う外部サービス(クラウドサービス)の利用)

第19条 乙は、本契約の履行に当たり、重要情報を外部サービスで取り扱う場合は、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、電気通信サービス、郵便、運送サービスおよび金融機関が提供する外部サービスならびに甲または国等の公的機関より利用を求められる外部サービスを除く。

2 乙は、クラウドサービス提供者について、つぎに掲げる事項を満たす事業者を選定しなければならない。

日本の法令の範囲内で運用できるサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所に指定できること。

海外への機密情報の流出リスクを考慮し、クラウドサービスを提供するリージョン(国・地域)を

国内に指定できること。利用者のデータが、海外に保存されないこと。

クラウドサービスの終了または変更時における事前の通知等の取り決めや、情報資産の移行方法を契約に規定できること。特に事前の通知については、事前通知の方法・期限についての条項を盛り込んだ契約が締結可能なこと。

情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法(改善、追完、損害賠償等)について、契約またはサービスレベル契約(SLA)に定められること。

クラウドサービス提供者が、情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないように、契約に定められること。

クラウドサービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容および管理体制について、公開資料や監査報告書(または内部監査報告書・事業者の報告資料)、各種の認定・認証制度の適用状況から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。

クラウドサービス提供者もしくはその従業員、再委託先またはその他の者によって、乙の意図しない変更が加えられないための管理体制について、公開資料や監査報告書(または内部監査報告書・事業者の報告資料)の内容を確認できること。

情報セキュリティインシデント(情報セキュリティ事故およびその兆候)への対処方法について、クラウドサービス提供者との責任分担や連絡方法を取り決め、契約またはサービスレベル契約(SLA)に定められること。

- 3 乙は、利用するクラウドサービスについて、つぎに掲げる事項を満たすものを選定しなければならない。

不正なアクセスを防止するためのアイデンティティ管理(アカウントの発行から利用停止・削除等までの一連の管理・メンテナンス)ができること。

クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御(クラウドサービスに保存される情報やクラウドサービスの機能ごとにアクセスする権限のない者がアクセスできないように制限すること)ができること。

クラウドサービス内および通信経路全般において暗号化処理が行われていること。この際、利用される暗号化方式は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された方式であること。

必要となる各種ログの取得機能を実装していること。また、乙はクラウドサービスで取得可能なログの種類、範囲を確認すること。

取得するログの時刻、タイムゾーンが統一されること。また、乙は時刻同期方法について確認すること。

暗号化に関し、クラウドサービス提供者が提供する鍵管理機能を利用する場合、鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける仕組みに関する内容等が確認できること。また、乙は、その内容にリスク(鍵が窃取される可能性や鍵生成アルゴリズムが危険にさらされる可能性等)がないことを確認すること。SaaSの場合は、対象外とする。

利用するクラウドサービスのネットワーク基盤内において乙が利用するネットワークが、他の利

利用者のネットワークや通信と分離され、論理的に独立していること。SaaSの場合は、他の利用者が本契約で取り扱うデータにアクセスできないよう確実な制御を行っていること。

利用するクラウドサービスの仮想マシンのネットワークが他の利用者のネットワークと分離されていることを、クラウドサービス提供者の開示している情報等で確認できること。SaaSの場合は、他の利用者が本契約で取り扱うデータにアクセスできないよう確実な制御を行っていること。

クラウドサービスの利用終了時に、クラウドサービスで取り扱った本契約に関わる全ての情報がクラウドサービス基盤上から漏えいを来さない方法で確実に削除されること。なお、削除する対象はバックアップ等により複製されたものも含むこと。これらについてクラウドサービスの利用終了時に、乙に情報の廃棄の実施報告書を提出できること、または確実に削除されることが文書で確認できること。

クラウドサービス利用者の各アカウント以外に特殊なアカウント(ストレージアカウントなど)がある場合は、関連情報(資格情報等)を含めて廃棄可能であること。

- 4 乙が甲に対しクラウドサービスを提供する場合は、第2項および第3項の規定のほか、当該クラウドサービスのセキュリティ要件等について、甲の定める仕様を遵守すること。
- 5 前項の規定において、乙が他のクラウドサービスを用いて甲にサービスを提供する場合は、乙が利用するサービスにおいても甲の仕様およびこの特記事項の内容を遵守できるサービスを選定しなければならない。

(重要情報を取り扱わない外部サービス(クラウドサービス)の利用)

第20条 乙は、本契約の履行に当たり、重要情報以外の情報をクラウドサービスで取り扱う場合は、利用するクラウドサービスの約款、その他の提供条件等から、別表に定める利用に係るリスクが許容できることを確認した上で利用しなければならない。

(受託業務に必要な物品等の持ち込みの禁止)

第21条 乙は、甲の許可なく受託業務に必要な物品等を履行場所へ持ち込んで서는ならない。

(情報の返還および処分)

第22条 乙は、本契約が終了し、または解除されたときは、情報を甲の定めるところにより返還し、または漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

- 2 乙は、情報の返還または処分を完了したときは、甲にこれを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 前項は、契約期間中において、乙が情報の廃棄を外部へ委託する場合も同様とする。ただし、外部へ委託することについて、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(報告および立入検査)

第23条 甲は、必要と認めるときは、乙の情報の取扱いの状況について、実地に調査し、または乙に対して説明もしくは報告を求め、改善の指示を与えることができる。

- 2 前項の規定において、乙がクラウドサービス提供者である場合で、セキュリティ上の理由から甲による実地調査が困難な区域等があるときは、甲の求めるところにより、第三者の監査人が発行する証明書や監査報告書を提出すること。

3 甲は、第15条および第16条の規定により、再委託または再々委託等が行われる場合は、その受託者における遵守状況について、乙に対して報告または説明を求め、改善の指示を与えることができる。

(情報セキュリティに関する監査への協力)

第24条 乙は、本契約の履行に関連する業務について、「練馬区情報セキュリティに関する要綱」に基づく監査が実施されるときは、その実施に協力しなければならない。

2 前項の規定において、乙がクラウドサービス提供者である場合で、セキュリティ上の理由から甲による監査の実施が困難な区域等があるときは、甲が実施する監査に代えて、甲の求めるところにより、第三者の監査人が発行する証明書や監査報告書を提出すること。

(事故等発生時の対応および公表)

第25条 乙は、情報の漏えい、破壊、改ざん、消去等の事故もしくはそのおそれが生じた場合またはこの特記事項や、その他の関係法令等への違反もしくはその兆候を把握した場合(以下「事故等」という。)は、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

直ちに被害を最小限に抑えるための措置または被害を生じさせないための措置を講じるとともに、甲に報告すること。

当該事故等の原因を分析すること。

当該事故等の再発防止策を実施すること。

当該事故等の記録を文書で提出すること。

2 乙は、第15条および第16条の規定により、再委託または再々委託等が行われる場合は、その受託者において前項各号に規定する事項が遵守されるよう監督しなければならない。この場合において、再委託先または再々委託等の受託者からの事故等の報告先は甲および乙とすること。

3 乙は、事故等が起きた場合を想定し、対応手順について定期的に確認または訓練を行わなければならない。

第26条 甲は、必要があると認めるときは、当該事故等の内容(乙の名称を含む。)について、公表することができる。

(損害賠償)

第27条 乙は、乙、再委託先または再々委託等の受託者がこの特記事項に定める義務に違反し、甲に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負う。

(契約解除)

第28条 甲は、乙が前各条に違反した場合は、契約を解除することができる。

(疑義の決定)

第29条 この特記事項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの特記事項に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

別表(第20条関係)

|  |                                                                                                         |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 情報の管理や処理をクラウドサービス提供者に委ねるため、その情報の適正な取扱いの確認が容易ではなくなる。                                                     |
|  | クラウドサービス提供者の運用詳細等が公開されない場合は、利用者が情報セキュリティ対策を行うことが困難となる。                                                  |
|  | クラウドサービスで取り扱われる情報が国外で分散して保存・処理されている場合、裁判管轄の問題や国外の法制度が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける等のリスクが存在する。                 |
|  | 不特定多数の利用者の情報やプログラムを一つのクラウドサービス基盤で共用することとなるため、情報漏えいのリスクが存在する。                                            |
|  | サーバ等機器の整備環境がクラウドサービス提供者の都合で急変する場合、サプライチェーンリスクへの対策の確認が容易ではない。                                            |
|  | クラウドサービスに保存された情報をクラウドサービス提供者が自由に利用することや、利用者から収集した種々の情報を分析し、利用者の関心事項を把握し得る立場にあることを約款や利用規約等に明示していない場合がある。 |
|  | 情報が改ざんされた場合でも、クラウドサービス提供者が一切の責任を負わない場合がある。                                                              |
|  | 突然サービス停止に陥ることがある。その際に預けた情報の取扱いは保証されず、損害賠償も行われない場合がある。また、サービスの復旧についても保証されない場合が多い。                        |
|  | 保存された情報が誤って消去または破壊されてしまった場合に、クラウドサービス提供者が情報の復元に応じない可能性がある。また、復元に応じる場合でも時間を要することがある。                     |
|  | 約款や利用規約の内容が、クラウドサービス提供者側の都合で事前通知等なく一方的に変更されることがある。                                                      |
|  | 情報の取扱いが保証されず、一旦記録された情報の確実な消去は困難である。                                                                     |
|  | 利用上の不都合、不利益等が発生しても、クラウドサービス提供者が個別の対応には応じない場合が多く、対応を承諾された場合でも、解決まで時間を要することがある。                           |